

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令及び独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令
 (独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令の一部改正)
第一条 独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第八十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書に記載すべき事項) 第一条の四 センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 [一〇六 略] 六の二 センター法第十条第七号に規定する仮差押命令の立担保に関する事項 七 センター法第十条第八号に規定する附帯業務に関する事項 [八〇十 略] (長期借入金の認可の申請) 第十二条の二 センターは、センター法第四十三条の二第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 借入れを必要とする理由 二 借入金の額 三 借入先 四 借入金の利率 五 借入金の償還の方法及び期限 六 利息の支払の方法及び期限 七 その他必要な事項 (償還計画の認可の申請) 第十二条の三 センターは、センター法第四十三条の二第二項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。</p>	<p>(業務方法書に記載すべき事項) 第一条の四 センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 [一〇六 同上] [号を加える。] 七 センター法第十条第七号に規定する附帯業務に関する事項 [八〇十 同上] [条を加える。] [条を加える。]</p>

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
 二 長期借入金の償還の方法及び期限
 三 その他必要な事項
 備考 表中の「」の記載は注記である。
第二条 独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部改正
 (独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(重要消費者紛争) 第一条 独立行政法人国民生活センター法(以下「法」という。)第一条の二第二項の内閣府令で定める消費者紛争は、特定適格消費者団体(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。)が共通義務確認の訴え(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第二条第四号に規定する共通義務確認の訴えをいう。)を提起することができるもの及び次の各号のいずれかに掲げるものであって独立行政法人国民生活センター(第三十四条において「センター」という。)が指定するものとする。 [一〇三 略]</p>	<p>(重要消費者紛争) 第一条 独立行政法人国民生活センター法(以下「法」という。)第一条の二第二項の内閣府令で定める消費者紛争は、次の各号のいずれかに掲げるものであって独立行政法人国民生活センター(第三十四条において「センター」という。)が指定するものとする。 [一〇三 同上]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。
附則
 この府令は、平成二十九年十月一日から施行する。
○内閣府令第四十七号
 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の規定に基づき、消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
 平成二十九年九月二十九日
 内閣総理大臣 安倍 晋三

消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令
 (消費者契約法施行規則の一部改正)
第一条 消費者契約法施行規則(平成十九年内閣府令第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第三条 (事業の区分) 法第十三条第三項第四号ロ②の内閣府令で定める事業の区分は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成二十五年総務省告示第四百五号)に定める日本標準産業分類に掲げる中分類〇―農業から中分類七―学術・開発研究機関まで及び中分類七三―広告業から中分類九九―分類不能の産業までに属する事業であつては当該各中分類により分類するものとし、中分類七二―専門サービス業(他に分類されないもの)に属する事業であつては中分類七二―専門サービス業(他に分類されないもの)(法律事務所及び司法書士事務所に限る)と中分類七二―専門サービス業(他に分類されないもの)(法律事務所及び司法書士事務所を除く)とに分類するものとする。ただし、内閣総理大臣が、事業活動の態様等を勘案し、差止請求関係業務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めて別の区分を告示したときは、その区分とする。</p>	<p>第三条 (事業の区分) 法第十三条第三項第四号ロ②の内閣府令で定める事業の区分は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成十四年総務省告示第三百三十九号)に定める日本標準産業分類に掲げる中分類〇―農業から中分類七九―協同組合(他に分類されないもの)まで及び中分類八一―学術・開発研究機関から中分類九九―分類不能の産業までに属する事業にあつては当該各中分類により分類するものとし、中分類八〇―専門サービス業(他に分類されないもの)に属する事業にあつては中分類八〇―専門サービス業(他に分類されないもの)(法律事務所及び司法書士事務所に限る)と中分類八〇―専門サービス業(他に分類されないもの)(法律事務所及び司法書士事務所を除く)とに分類するものとする。ただし、内閣総理大臣が、事業活動の態様等を勘案し、差止請求関係業務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めて別の区分を告示したときは、その区分とする。</p>
<p>2 「略」 (法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件) 第五条 法第十三条第三項第五号ロの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 「一・二 略」</p>	<p>2 「同上」 (法律に関する専門的な知識経験を有する者に係る要件) 第五条 法第十三条第三項第五号ロの内閣府令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 「一・二 略」</p>

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学の学部、専攻科又は大学院において民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤の者を除く)の職にある者
 四 「略」
 (認定の申請書の記載事項)
第七条 法第十四条(法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ)第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 「一・二 略」
 三 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学の学部、専攻科又は大学院において民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授又は准教授の職にある者
 四 「同上」
 (認定の申請書の記載事項)
第七条 法第十四条(法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ)第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 「一・二 同上」
 「号を加える。」

(業務及び経理に関する帳簿書類)
第二十一条 法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。
 「一・七 略」
 八 会費、寄附金その他これらに類するもの(以下本号及び第二十五条第一項第一号及び第二項第一号において「会費等」という。)について、次に掲げる事項を記録したものを
 イ 会費等(口)に規定する寄附金を除く)の納入、寄附その他これらに類するもの(以下本号及び第二十五条第一項第一号イ(3)及び(4)において「納入等」という。)をした者の氏名、住所及び職業(納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類)並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日
 ロ 寄附金であつてその寄附をした者の氏名を知ることができないもの(その

(業務及び経理に関する帳簿書類)
第二十一条 法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。
 「一・七 同上」
 八 会費、寄附金その他これらに類するもの(以下本号及び第二十五条第一項第一号及び第二項第一号において「会費等」という。)について、その納入、寄附その他これらに類するもの(以下本号及び第二十五条第一項第一号イ(3)及び(4)において「納入等」という。)をした者の氏名、住所及び職業(納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類)並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定(第二十五条第一項第一号イ(2)において「会費等関係規定」という。)を記録したものを

寄附金を受け入れた時点における事業年度中の寄附をした者の氏名を知ることができない寄附金の総額が前事業年度の収入の総額の十分の一を超えない場合におけるものに限る。を受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額

ハ 会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定(第二十五条第一項第一号イ②及びロ②において「会費等関係規定」という。)

九 [略]

〔2・3 略〕

(経理に関する事項)

第二十五条 法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 全ての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ 第二十一条第一項第八号イに規定する会費等については、その種類及び当該種類ごとの次に掲げる事項

〔1〕(4) 略

ロ 第二十一条第一項第八号ロに規定する寄附金については、次に掲げる事項

(1) 総額

(2) 会費等関係規定

(3) 寄附金を受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額

ハ [略]

二 [略]

二 [略]

2 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

九 [同上]

〔2・3 同上〕

(経理に関する事項)

第二十五条 法第三十一条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 全ての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項

イ 会費等については、その種類及び当該種類ごとの次に掲げる事項

〔1〕(4) 同上

〔号の細分を加える。〕

ロ [同上]

ハ [同上]

二 [同上]

2 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における法第三十一条第三項第六号の内閣府令で定める事項は、前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附 則</p> <p>この府令は、平成二十九年十月一日から施行する。</p>	<p>改正後</p> <p>（特定認定の申請書の記載事項）</p> <p>第九条 法第六十六条第一項第三号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十五条第十五項に規定する法人番号をいう。）</p>	<p>改正前</p> <p>（特定認定の申請書の記載事項）</p> <p>第九条 法第六十六条第一項第三号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>○会計検査院規則第八号</p> <p>会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>平成二十九年九月二十九日</p> <p>会計検査院長 河戸 光彦</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第二条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。</p>	<p>一 全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項</p> <p>イ 前項第一号イ、ロ及び二に掲げる事項</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>二 [略]</p> <p>一 全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次に掲げる事項</p> <p>イ 前項第一号イ及びハに掲げる事項</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>二 [同上]</p>

規 則